薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬　局	開設者	鶴田　新
薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間			薬局開設許可証（別掲）を参照
管理薬剤師氏名	水野　史子		
勤務する薬剤師（担当業務）	水野　史子（薬局業務全般）、瀬戸　洋一郎（薬局業務全般）、出上　美里（薬局業務全般）、 川神　千昂（薬局業務全般）、松原　里紗（薬局業務全般）、板垣　和子（薬局業務全般）出上　宏行（薬局業務全般）		
勤務する登録販売者（担当業務）			
取り扱う要指導・一般用医薬品の区分	要指導医薬品・　第一類医薬品・　第二類医薬品・　第三類医薬品		
当薬局勤務者の区別について	薬剤師　　名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者　　名札に氏名及び「登録販売者」と記載 その他の勤務者　名札に氏名を記載		
営業時間	火・水・木・金　9:00～17:30　　月・土　9:00～13:00		
営業時間外の相談対応時間	終日	営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込を受理する時間	なし
相談時・緊急時の連絡先	080-2880-9123		

お薬の販売方法について

分類 外箱表示	定　義	陳　列　方　法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います。	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
第１類医薬品 第１類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。			
指定第２類医薬品 第②類医薬品 第②類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品・第１類医薬品を除く。） **注）指定第２類医薬品は、第２類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。「してはいけないこと」の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください**	第１類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く（７ｍ以内）に陳列します。	適正使用のため必要な情報の提供に努めます。	薬剤師又は登録販売者	
第２類医薬品 第２類医薬品		法令では直接手に取ることができる陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します。			
第３類医薬品 第３類医薬品	第１類医薬品及び第２類医薬品以外の一般用医薬品				

※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的では利用しません。

ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

問合せ先　　独立行政法人　医薬品医療機器総合機構　　電話　０１２０－１４９－９３１（フリーダイヤル）

苦情相談窓口

宇部健康福祉センター　　電話　０８３６－３１－３２００

医薬品医療機器等法第九条の４による掲示

2021 年 9 月 2 日改定版